

我孫子市下水道条例の一部を改正する条例（案）

我孫子市下水道条例（昭和44年条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前																							
<p>（使用料の算定方法）</p> <p>第16条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算出した額に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>排除汚水量</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般 汚水</td> <td>10立方メートルまで（基本水量）</td> <td>1,098円</td> </tr> <tr> <td>11立方メートル以上（超過水量）</td> <td>別表第1に定める単価</td> </tr> <tr> <td>営業 汚水</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>			排除汚水量	使用料	一般 汚水	10立方メートルまで（基本水量）	1,098円	11立方メートル以上（超過水量）	別表第1に定める単価	営業 汚水	略	略	<p>（使用料の算定方法）</p> <p>第16条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算出した額に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>排除汚水量</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般 汚水</td> <td>10立方メートルまで（基本水量）</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>11立方メートル以上（超過水量）</td> <td>別表第1に定める単価</td> </tr> <tr> <td>営業 汚水</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>			排除汚水量	使用料	一般 汚水	10立方メートルまで（基本水量）	900円	11立方メートル以上（超過水量）	別表第1に定める単価	営業 汚水	略	略
	排除汚水量	使用料																							
一般 汚水	10立方メートルまで（基本水量）	1,098円																							
	11立方メートル以上（超過水量）	別表第1に定める単価																							
営業 汚水	略	略																							
	排除汚水量	使用料																							
一般 汚水	10立方メートルまで（基本水量）	900円																							
	11立方メートル以上（超過水量）	別表第1に定める単価																							
営業 汚水	略	略																							
<p>2及び3 略</p> <p>（手数料）</p> <p>第17条の2 略</p> <p>2 前項の手数料は、申請の際又は当該申請に係る書類の交付の際に徴収する。</p>		<p>2及び3 略</p> <p>（手数料）</p> <p>第17条の2 略</p> <p>2 前項の手数料は、申請の際に徴収する。</p>																							

3 略

別表第1（第16条関係）

超過水量に係る使用料単価

排除汚水量	使用料単価 (1立方メートルにつき)
11立方メートル以上 20立方メートルまで	132円
21立方メートル以上 30立方メートルまで	139円
31立方メートル以上 40立方メートルまで	160円
41立方メートル以上 50立方メートルまで	204円
51立方メートル以上 100立方メートルまで	277円
101立方メートル以上	379円

別表第2（第17条の2関係）

手数料の種類	金額
下水道排水設備指定工事店新規指定申請手数料	1件につき 30,000円
下水道排水設備指定工事店指定更新申請手数料	1件につき 5,000円
下水道排水設備指定工事店証再交付手数料	1件につき き

3 略

別表第1（第16条関係）

超過水量に係る使用料単価

排除汚水量	使用料単価 (1立方メートルにつき)
11立方メートル以上 20立方メートルまで	108円
21立方メートル以上 30立方メートルまで	114円
31立方メートル以上 40立方メートルまで	131円
41立方メートル以上 50立方メートルまで	167円
51立方メートル以上 100立方メートルまで	227円
101立方メートル以上	311円

別表第2（第17条の2関係）

手数料の種類	金額
下水道排水設備指定工事店新規指定申請手数料	30,000円
下水道排水設備指定工事店指定更新申請手数料	5,000円
下水道排水設備指定工事店証再交付手数料	

	1,000円		1,000円
公共下水道台帳の写しの交付手数料	1枚につき 200円		
下水道計画図の写しの交付手数料	1枚につき 200円		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して使用する公共下水道の施行日以後最初に算定される排除汚水量に係る下水道使用料については、改正後の第16条第1項及び別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。